



資料編



1 さいたま市自殺対策庁内検討会要綱

(設置)

第1条 本市における自殺対策の推進にあたり、総合的な対策に関する事項を審議するため、さいたま市自殺対策庁内検討会（以下「庁内検討会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 庁内検討会は、次の事項を審議する。

- (1) 自殺対策の計画の立案、進行管理に関する事項
- (2) 自殺対策の連絡調整に関する事項
- (3) その他必要な事項

(構成)

第3条 庁内検討会の会長は、保健福祉局保健部健康増進課長の職にある者をもって充てる。

2 庁内検討会の副会長は、保健福祉局保健部こころの健康センター所長の職にある者をもって充てる。

3 庁内検討会の委員は、関係課所の長の職にある者をもって構成する。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、庁内検討会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 庁内検討会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に対し、会議への出席を求めることができる。

3 第3条第3項の委員で、自ら会議に出席できないときは、所属の職員を代わりに出席させることができる。

4 会長は、必要に応じて担当者会議をおくことができる。

(庶務)

第6条 庁内検討会の庶務は、保健福祉局保健部健康増進課及びこころの健康センターにおいて処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、庁内検討会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

【参考】平成 28 年度自殺対策庁内検討会関係課所一覧

平成 28 年 4 月 1 日現在

関係部局	関係課所
総務局	
総務部	人権政策推進課
危機管理部	安心安全課
市民局	
市民生活部	市民生活安全課 男女共同参画課 市民協働推進課 消費生活総合センター
保健福祉局	
保健部	健康増進課 こころの健康センター
福祉部	福祉総務課 生活福祉課 高齢福祉課 介護保険課 障害政策課
市立病院	医事課
保健所	保健総務課 精神保健課
子ども未来局	
子ども育成部	青少年育成課 児童相談所
経済局	
商工観光部	経済政策課 労働政策課
農業政策部	農業政策課
都市局	
都市計画部	交通政策課
区役所	
健康福祉部	福祉課 保健センター
消防局	
警防部	救急課
教育委員会事務局	
学校教育部	指導 1 課 指導 2 課 健康教育課
オブザーバー	
埼玉県警察	
さいたま市警察部	総務課

2 計画の策定経過

日付	会議の名称等	検討内容
平成28年5月10日	第1回自殺対策庁内検討会	(仮称) 第二次さいたま市自殺対策推進計画について (計画骨子について)
	第1回自殺対策庁内担当者会議	
平成28年7月7日	第1回さいたま市自殺対策医療連携事業連絡調整会議	(仮称) 第二次さいたま市自殺対策推進計画策定に向けて (計画骨子について)
平成28年8月3日	第2回自殺対策庁内担当者会議	(仮称) 第二次さいたま市自殺対策推進計画 (素案) について
平成28年8月4日	第1回さいたま市健康づくり推進協議会	(仮称) 第二次さいたま市自殺対策推進計画策定に向けて (計画骨子について)
平成28年8月31日	第1回埼玉県自殺対策連絡協議会	さいたま市自殺対策推進計画の見直しについて (計画素案について)
平成28年12月14日 ～平成29年1月13日	パブリック・コメント	
平成29年1月12日	第2回さいたま市健康づくり推進協議会	第2次さいたま市自殺対策推進計画の策定について
平成29年1月31日	第3回自殺対策庁内担当者会議	第2次さいたま市自殺対策推進計画の策定について

3 自殺対策基本法

平成 18 年法律第 85 号
(最終改正：平成 28 年法律第 11 号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよ

う努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵かん養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発

生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 内閣府に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、内閣官房長官をもって充てる。
- 3 委員は、内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則 (抄) ※平成 28 年法律第 11 号

(施行期日)

- 1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。
- 2 (略)

4 統計基礎資料

資料4-表1 さいたま市における自殺者数及び自殺死亡率の推移

自殺者数	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成21年 -27年計	参考(平成21年-27年計)	
									埼玉県	全国
総数(人)	285	258	252	243	236	208	197	1679	10970	199779
20歳未満	6	4	7	6	11	11	5	50	252	3965
20-29	36	38	29	33	28	24	23	211	1219	20851
30-39	50	47	44	35	28	35	37	276	1641	27831
40-49	40	43	36	47	50	42	29	287	1913	32987
50-59	60	39	39	33	30	22	32	255	1758	35137
60-69	45	54	52	41	39	28	31	290	1968	35403
70-79	33	17	27	36	35	29	28	205	1412	25434
80歳以上	15	16	15	10	15	17	12	100	750	17095
不詳	0	0	3	2	0	0	0	5	57	1076
男性(人)	186	183	170	149	158	146	126	1118	7462	138837
20歳未満	0	2	4	4	9	11	4	34	165	2673
20-29	23	25	13	23	19	20	18	141	860	14863
30-39	26	34	33	19	21	25	25	183	1121	19867
40-49	29	36	27	33	33	28	24	210	1399	24289
50-59	46	29	31	24	26	15	20	191	1306	26379
60-69	37	38	33	24	21	19	17	189	1327	24693
70-79	16	11	17	15	21	21	13	114	865	15839
80歳以上	9	8	9	5	8	7	5	51	366	9269
不詳	0	0	3	2	0	0	0	5	53	965
女性(人)	99	75	82	94	78	62	71	561	3508	60942
20歳未満	6	2	3	2	2	0	1	16	87	1292
20-29	13	13	16	10	9	4	5	70	359	5988
30-39	24	13	11	16	7	10	12	93	520	7964
40-49	11	7	9	14	17	14	5	77	514	8698
50-59	14	10	8	9	4	7	12	64	452	8758
60-69	8	16	19	17	18	9	14	101	641	10710
70-79	17	6	10	21	14	8	15	91	547	9595
80歳以上	6	8	6	5	7	10	7	49	384	7826
不詳	0	0	0	0	0	0	0	0	4	111

自殺死亡率	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成21年 -27年計	参考(平成21年-27年計)	
									埼玉県	全国
総数	23.77	21.34	20.71	19.85	18.94	16.59	15.62	19.50	21.78	22.38
20歳未満	2.63	1.74	3.04	2.60	4.72	4.71	2.15	3.09	2.76	2.47
20-29	25.16	26.88	20.75	23.90	19.94	17.13	16.43	21.47	21.87	21.74
30-39	24.76	23.61	22.65	18.60	15.03	19.19	20.87	20.76	22.01	22.53
40-49	23.04	23.91	19.35	24.34	24.63	20.27	13.75	21.20	25.84	27.03
50-59	39.77	26.63	27.11	22.94	20.48	14.73	20.84	24.65	28.45	31.42
60-69	28.71	33.41	31.86	25.42	24.34	17.73	19.93	25.97	26.74	28.01
70-79	34.12	16.88	25.55	32.22	30.02	24.01	22.41	26.38	28.62	27.40
80歳以上	31.40	31.67	27.99	17.65	24.91	27.25	18.22	25.19	32.10	28.51
男性	30.90	30.16	27.87	24.30	25.38	23.31	20.01	25.94	29.47	31.86
20歳未満	0.00	1.70	3.40	3.38	7.54	9.19	3.35	4.10	3.52	3.26
20-29	30.98	34.14	17.98	32.28	26.34	27.77	25.01	27.80	29.86	30.33
30-39	24.83	32.95	32.81	19.53	21.88	26.60	27.41	26.64	28.74	31.52
40-49	32.06	38.45	27.93	32.93	31.59	26.26	22.15	29.98	36.05	39.26
50-59	59.46	38.40	41.63	32.15	34.26	19.38	25.11	35.71	41.34	47.15
60-69	48.38	48.19	41.45	30.50	26.85	24.59	22.25	34.65	36.63	40.13
70-79	35.35	23.32	34.30	28.63	38.43	37.22	22.30	31.34	36.61	37.81
80歳以上	54.00	44.85	47.19	24.51	36.51	30.49	20.50	35.61	43.86	45.42
女性	16.58	12.45	13.51	15.39	12.51	9.88	11.25	13.05	14.00	13.34
20歳未満	5.38	1.78	2.66	1.77	1.76	0.00	0.88	2.02	1.95	1.65
20-29	18.89	19.08	23.73	14.97	13.19	5.87	7.35	14.72	13.32	12.77
30-39	24.69	13.56	11.74	17.59	7.75	11.32	13.94	14.48	14.63	13.16
40-49	13.22	8.12	10.07	15.08	17.26	13.92	4.87	11.79	14.59	14.46
50-59	19.05	14.10	11.53	13.00	5.67	9.73	16.23	12.81	14.96	15.67
60-69	9.97	19.32	22.73	20.59	21.95	11.16	17.68	17.69	17.15	16.51
70-79	33.04	11.20	17.82	35.40	22.59	12.43	22.50	22.01	21.28	18.84
80歳以上	19.29	24.48	17.38	13.79	18.27	25.37	16.87	19.31	25.57	19.78

資料4-表2 区別の自殺者数及び自殺死亡率の推移

自殺者数	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成21年 -27年計
総数(人)	285	258	252	243	236	208	197	1679
西区	26	17	20	19	21	18	13	134
北区	27	24	33	32	30	19	25	190
大宮区	35	30	19	23	18	22	27	174
見沼区	39	35	37	26	27	35	24	223
中央区	16	18	22	18	17	10	19	120
桜区	27	21	26	21	19	19	18	151
浦和区	21	31	20	27	26	23	15	163
南区	36	34	29	30	20	20	23	192
緑区	29	18	18	25	21	24	18	153
岩槻区	29	30	28	22	37	18	15	179
男性(人)	186	183	170	149	158	146	126	1118
西区	18	12	12	12	13	13	8	88
北区	13	20	23	19	24	12	15	126
大宮区	21	23	17	13	10	15	18	117
見沼区	28	22	24	14	17	24	15	144
中央区	11	11	14	12	11	9	14	82
桜区	21	18	17	15	14	15	12	112
浦和区	8	20	15	17	20	15	9	104
南区	27	24	18	17	12	15	17	130
緑区	18	13	11	18	12	14	9	95
岩槻区	21	20	19	12	25	14	9	120
女性(人)	99	75	82	94	78	62	71	561
西区	8	5	8	7	8	5	5	46
北区	14	4	10	13	6	7	10	64
大宮区	14	7	2	10	8	7	9	57
見沼区	11	13	13	12	10	11	9	79
中央区	5	7	8	6	6	1	5	38
桜区	6	3	9	6	5	4	6	39
浦和区	13	11	5	10	6	8	6	59
南区	9	10	11	13	8	5	6	62
緑区	11	5	7	7	9	10	9	58
岩槻区	8	10	9	10	12	4	6	59

自殺死亡率	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成21年 -27年計
総数	23.77	21.34	20.71	19.85	18.94	16.59	15.62	19.50
西区	31.39	20.36	23.77	22.44	24.46	20.89	15.05	22.58
北区	19.80	17.34	23.51	22.54	20.79	13.10	17.22	19.16
大宮区	32.94	28.11	17.60	21.04	16.05	19.53	23.66	22.62
見沼区	25.38	22.60	23.73	16.58	16.90	21.84	14.95	20.24
中央区	17.17	19.16	23.32	19.04	17.62	10.28	19.34	17.96
桜区	29.36	22.45	27.77	22.43	19.99	19.90	18.83	22.92
浦和区	14.57	21.48	13.83	18.52	17.50	15.25	9.79	15.80
南区	21.12	19.76	16.76	17.33	11.31	11.25	12.87	15.71
緑区	26.53	16.28	16.10	22.07	18.22	20.59	15.27	19.25
岩槻区	26.16	26.95	25.21	19.84	33.08	16.15	13.49	22.99
男性	30.90	30.16	27.87	24.30	25.38	23.31	20.01	25.94
西区	43.69	28.90	28.72	28.56	30.51	30.41	18.65	29.85
北区	18.90	28.62	32.46	26.54	33.19	16.51	20.65	25.26
大宮区	39.69	43.24	31.62	23.89	17.96	26.77	31.75	30.57
見沼区	36.53	28.50	30.93	17.94	21.43	30.17	18.85	26.28
中央区	23.45	23.29	29.51	25.27	22.76	18.48	28.53	24.47
桜区	44.64	37.61	35.51	31.41	28.93	30.80	24.59	33.29
浦和区	11.27	28.17	21.13	23.80	27.54	20.37	12.05	20.58
南区	31.12	27.43	20.48	19.33	13.40	16.65	18.80	20.96
緑区	32.92	23.54	19.70	31.85	20.93	24.16	15.36	23.98
岩槻区	37.51	35.63	33.94	21.44	44.25	24.86	16.02	30.53
女性	16.58	12.45	13.51	15.39	12.51	9.88	11.25	13.05
西区	19.22	11.91	18.89	16.42	18.50	11.52	11.50	15.40
北区	20.73	5.84	14.38	18.46	8.34	9.68	13.78	12.98
大宮区	26.25	13.07	3.69	18.22	14.17	12.36	15.67	14.75
見沼区	14.29	16.73	16.60	15.24	12.42	13.63	11.12	14.26
中央区	10.80	14.99	17.05	12.76	12.46	2.06	10.17	11.42
桜区	13.36	6.57	19.67	13.08	10.72	8.55	12.82	12.10
浦和区	17.77	15.01	6.79	13.45	7.90	10.36	7.65	11.22
南区	10.75	11.82	12.93	15.26	9.16	5.70	6.80	10.30
緑区	20.14	9.04	12.51	12.33	15.53	17.06	15.19	14.55
岩槻区	14.57	18.13	16.34	18.21	21.68	7.25	10.91	15.30

資料4-表3 職業別自殺者数の推移

自殺者数		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成21年 -27年計
総数(人)		285	258	252	243	236	208	197	1679
無職者	自営業・家族従業者	23	15	16	10	7	2	12	85
	被雇用・勤め人	76	90	63	66	72	60	56	483
	学生・生徒等	17	9	16	12	17	19	5	95
	主婦	22	21	20	18	14	12	11	118
	失業者	17	19	18	12	6	11	8	91
	年金・雇用保険等生活者	54	49	60	69	68	54	49	403
	その他の無職者	67	48	51	52	51	49	53	371
	不詳	9	7	8	4	1	1	3	33
男性(人)		186	183	170	149	158	146	126	1118
無職者	自営業・家族従業者	19	13	16	7	6	2	10	73
	被雇用・勤め人	61	75	52	54	58	53	46	399
	学生・生徒等	7	6	11	9	14	19	5	71
	主婦	0	0	0	0	0	0	0	0
	失業者	17	18	16	12	5	11	7	86
	年金・雇用保険等生活者	33	29	33	34	39	31	18	217
	その他の無職者	43	35	35	29	35	30	37	244
	不詳	6	7	7	4	1	0	3	28
女性(人)		99	75	82	94	78	62	71	561
無職者	自営業・家族従業者	4	2	0	3	1	0	2	12
	被雇用・勤め人	15	15	11	12	14	7	10	84
	学生・生徒等	10	3	5	3	3	0	0	24
	主婦	22	21	20	18	14	12	11	118
	失業者	0	1	2	0	1	0	1	5
	年金・雇用保険等生活者	21	20	27	35	29	23	31	186
	その他の無職者	24	13	16	23	16	19	16	127
	不詳	3	0	1	0	0	1	0	5

資料4-表4 原因・動機別自殺者数の推移

自殺死亡率		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成21年 -27年計
総数(人)		285	258	252	243	236	208	197	1950
	家庭問題	24	36	37	18	18	16	8	157
	健康問題	192	149	165	172	156	140	150	1124
	経済・生活問題	91	91	51	30	31	19	25	338
	勤務問題	30	34	22	17	15	9	13	140
	男女問題	11	16	5	8	3	8	3	54
	学校問題	7	3	4	3	7	7	0	31
	その他	15	11	15	16	14	6	4	81
	不詳	10	8	8	7	5	5	2	45
男性(人)		186	183	170	149	158	146	126	1118
	家庭問題	12	19	28	9	13	14	8	103
	健康問題	103	89	93	85	90	84	83	627
	経済・生活問題	78	85	46	29	28	19	24	309
	勤務問題	30	34	19	16	15	9	12	135
	男女問題	8	7	2	5	1	8	2	33
	学校問題	5	2	3	2	7	7	0	26
	その他	10	10	12	12	11	4	3	62
	不詳	7	6	7	6	3	3	1	33
女性(人)		99	75	82	94	78	62	71	561
	家庭問題	12	17	9	9	5	2	0	54
	健康問題	89	60	72	87	66	56	67	497
	経済・生活問題	13	6	5	1	3	0	1	29
	勤務問題	0	0	3	1	0	0	1	5
	男女問題	3	9	3	3	2	0	1	21
	学校問題	2	1	1	1	0	0	0	5
	その他	5	1	3	4	3	2	1	19
	不詳	3	2	1	1	2	2	1	12

※遺書等の自殺を裏付ける資料により原因・動機を1人につき3つまで計上可能としているため、原因・動機別自殺者数の総和と各年の自殺者数は一致しない。

資料4-表5 手段別自殺者数の推移

自殺者数	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成21年 ~27年計
総数(人)	285	258	252	243	236	208	197	1679
首つり	158	142	169	159	146	126	132	1032
服毒	19	6	6	7	6	5	7	56
練炭等	22	31	21	9	11	14	9	117
飛降り	29	33	17	27	31	31	25	193
飛込み	14	13	7	9	10	6	5	64
その他	43	33	32	32	32	26	19	217
不詳	0	0	0	0	0	0	0	0
男性(人)	186	183	170	149	158	146	126	1118
首つり	111	104	119	102	104	85	85	710
服毒	5	1	3	2	2	0	5	18
練炭等	17	24	17	8	10	14	9	99
飛降り	13	19	8	15	15	24	15	109
飛込み	6	9	4	5	8	5	4	41
その他	34	26	19	17	19	18	8	141
不詳	0	0	0	0	0	0	0	0
女性(人)	99	75	82	94	78	62	71	561
首つり	47	38	50	57	42	41	47	322
服毒	14	5	3	5	4	5	2	38
練炭等	5	7	4	1	1	0	0	18
飛降り	16	14	9	12	16	7	10	84
飛込み	8	4	3	4	2	1	1	23
その他	9	7	13	15	13	8	11	76
不詳	0	0	0	0	0	0	0	0

資料4-表6 場所別自殺者数の推移

自殺者数	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成21年 ~27年計
総数(人)	285	258	252	243	236	208	197	1679
自宅等	165	143	173	164	147	129	123	1044
高層ビル	21	23	15	22	18	26	20	145
乗物	22	30	17	7	9	11	5	101
海(湖)・河川等	8	6	3	5	12	8	9	51
山	2	4	2	1	0	2	0	11
その他	67	52	42	44	50	32	40	327
不詳	0	0	0	0	0	0	0	0
男性(人)	186	183	170	149	158	146	126	1118
自宅等	101	96	112	96	88	78	69	640
高層ビル	9	12	6	12	8	20	12	79
乗物	17	24	16	7	9	10	5	88
海(湖)・河川等	7	3	2	2	9	6	6	35
山	2	3	2	0	0	2	0	9
その他	50	45	32	32	44	30	34	267
不詳	0	0	0	0	0	0	0	0
女性(人)	99	75	82	94	78	62	71	561
自宅等	64	47	61	68	59	51	54	404
高層ビル	12	11	9	10	10	6	8	66
乗物	5	6	1	0	0	1	0	13
海(湖)・河川等	1	3	1	3	3	2	3	16
山	0	1	0	1	0	0	0	2
その他	17	7	10	12	6	2	6	60
不詳	0	0	0	0	0	0	0	0

資料4-表7 自殺未遂歴別の自殺者数の推移

自殺者数	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成21年 -27年計
総数(人)	285	258	252	243	236	208	197	1679
あり	77	57	68	74	55	47	50	428
なし	180	184	154	141	156	139	125	1079
不詳	28	17	30	28	25	22	22	172
男性(人)	186	183	170	149	158	146	126	1118
あり	34	26	37	30	26	22	26	201
なし	131	141	113	98	110	106	82	781
不詳	21	16	20	21	22	18	18	136
女性(人)	99	75	82	94	78	62	71	561
あり	43	31	31	44	29	25	24	227
なし	49	43	41	43	46	33	43	298
不詳	7	1	10	7	3	4	4	36

資料4-表8 同居人有無別自殺者数及び自殺死亡率の推移

自殺者数	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成21年 -27年計	参考 自殺死亡率 (平成21-27年平均)
総数(人)	285	258	252	243	236	208	197	1679	19.62
あり	188	175	183	168	167	151	144	1176	15.80
なし	91	80	65	71	69	57	53	486	43.68
不詳	6	3	4	4	0	0	0	17	—
男性(人)	186	183	170	149	158	146	126	1118	26.13
あり	117	115	115	100	106	99	88	740	20.43
なし	65	65	52	46	52	47	38	365	55.62
不詳	4	3	3	3	0	0	0	13	—
女性(人)	99	75	82	94	78	62	71	561	13.11
あり	71	60	68	68	61	52	56	436	11.41
なし	26	15	13	25	17	10	15	121	26.51
不詳	2	0	1	1	0	0	0	4	—

※資料編出典

自殺者数：警察庁「自殺統計」

死亡率算出に用いた人口

総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」（表1、表2）

総務省「国勢調査」人口等基本集計（表8）

5 相談窓口一覧

さいたま市では、心や体の相談窓口の他、生活問題・経済問題などに対応した様々な相談窓口を設置しています。それぞれの問題に対して、下記窓口一覧をご活用ください。

※窓口情報は平成 29 年 1 月 1 日時点のものになります。

※年末年始や祝日は年中無休等の特別な記載がある窓口以外は開設時間から除きます。

	相談窓口名称	電話番号	FAX 番号	開設時間
子育て	子育て応援ダイヤル	829-1943	—	平日 9:00-12:00 13:00-17:00
	子育て不安電話相談	881-0922	—	平日 10:00-16:00
	妊娠・出産の電話相談	840-2217	—	火 13:00-16:00
	ひとり親家庭就業・自立支援センター	829-1948	—	平日 9:00-17:00
	西区役所保健センター	620-2700	620-2769	平日 8:30-17:15
	北区役所保健センター	669-6100	669-6169	
	大宮区役所保健センター	646-3100	646-3169	
	見沼区役所保健センター	681-6100	681-6169	
	中央区役所保健センター	853-5251	857-8529	
	桜区役所保健センター	856-6200	856-6279	
	浦和区役所保健センター	824-3971	825-7405	
	南区役所保健センター	844-7200	844-7279	
	緑区役所保健センター	712-1200	712-1279	
	岩槻区役所保健センター	790-0222	790-0259	
	西区家庭児童相談室	620-2663	620-2766	平日 9:00-17:00
	北区家庭児童相談室	669-6063	669-6166	
	大宮区家庭児童相談室	646-3063	646-3166	
	見沼区家庭児童相談室	681-6063	681-6166	
	中央区家庭児童相談室	840-6063	840-6166	
	桜区家庭児童相談室	856-6173	856-6276	
浦和区家庭児童相談室	829-6144	829-6239		
南区家庭児童相談室	844-7173	844-7276		
緑区家庭児童相談室	712-1173	712-1276		
岩槻区家庭児童相談室	790-0164	790-0266		
児童虐待	さいたま市児童相談所	840-6107	840-6110	平日 8:30-18:00
	西区役所支援課	620-2661	620-2766	平日 8:30-17:15
	北区役所支援課	669-6061	669-6166	
	大宮区役所支援課	646-3061	646-3166	
	見沼区役所支援課	681-6061	681-6166	
	中央区役所支援課	840-6061	840-6166	

児童虐待	桜区役所支援課	856-6171	856-6276	平日 8:30-17:15
	浦和区役所支援課	829-6139	829-6239	
	南区役所支援課	844-7171	844-7276	
	緑区役所支援課	712-1171	712-1276	
	岩槻区役所支援課	790-0162	790-0266	
	24時間虐待通告電話	840-1448	—	24時間年中無休
	全国共通ナビダイヤル	189	—	24時間年中無休
いじめ・非行	さいたま市 24時間子ども SOS 窓口	0120-0-78310	—	24時間年中無休
	児童いじめ相談（児童相談所）	840-6118	—	平日 9:00-18:00
教育相談	北教育相談室	661-0050	653-4729	平日 9:00-17:00
	堀崎教育相談室	688-1414	688-1464	
	下落合教育相談室	857-6802	855-2877	
	岸町教育相談室	838-8686	866-4353	
	美園教育相談室	711-7215	711-7915	
	岩槻教育相談室	790-0227	790-0257	
特別支援教育	相談センターひまわり	623-5879	623-5979	平日 9:00-17:00
	相談センターさくら草	810-5030	874-8522	
配偶者等による暴力	女性の悩み電話相談 （パートナーシップさいたま）	643-5813	—	月-金 10:00-20:00 土・日・祝日 10:00-16:00 （毎月第4日は除く）
	女性の悩み電話相談 （女・男（ひと・ひと）プラザ）	875-9653	—	金 10:00-17:00
	女性の悩み電話相談 （浦和区役所内 女性の相談室）	829-6129	—	月・火・水・金 10:00-17:00
	女性の悩み電話相談 （中央区役所内 女性の相談室）	840-6132	—	月・水 10:00-17:00
	女性の悩み電話相談 （岩槻区役所内 女性の相談室）	790-0158	—	月・水 10:00-17:00
	女性の DV 電話相談 （DV 相談センター）	642-6699	—	月-金 10:00-17:00
	男性の悩み電話相談	643-5805	—	毎月第2・第4火 18:30-20:30
	こころの健康センター	851-5665	851-5672	平日 9:00-17:00
	保健所 精神保健課	840-2223 840-2234	840-2230	平日 8:30-17:15
ひきこもり	ひきこもり相談センター （こころの健康センター内）	851-5660	—	火・金 9:00-17:00
	保健所 精神保健課	840-2223 840-2234	840-2230	平日 8:30-17:15

仕事・職場	ワークステーションさいたま (職業相談・紹介)	755-9211	—	平日 9:00-17:00
	ワークステーションさいたま (内職等相談)	834-6166	—	平日 9:00-17:00
	ワークステーションさいたま (キャリア・コンサルティング)	643-6140	—	平日 9:00-17:00
	ワークステーションさいたま (再就職チャレンジコーナー)	643-6140	—	平日 9:00-17:00
	地域若者サポートステーション	650-9898	—	平日、第2・第4土 9:30-17:00
	さいたま市障害者総合支援センター	859-7266	852-3273	平日 8:30-17:00
	ひとり親家庭就業・自立支援センター	829-1948	—	平日 9:00-17:00
	さいたま労働基準監督署 (岩槻区を除く)	600-4801	—	平日 8:30-17:15
	春日部労働基準監督署 (岩槻区)	735-5227	—	平日 8:30-17:15
	埼玉労働局総務部企画室 総合労働相談コーナー	600-6262	—	平日 9:00-16:30
	労働なんでも相談室	822-0717	—	平日 9:30-17:00
生活に困窮されている方	西区役所福祉課	620-2654	620-2762	平日 8:30-17:15
	北区役所福祉課	669-6054	669-6167	
	大宮区役所福祉課	646-3052 646-3054	646-3165	
	見沼区役所福祉課	681-6054	681-6162	
	中央区役所福祉課	840-6054 840-6056	840-6165	
	桜区役所福祉課	856-6164	856-6272	
	浦和区役所福祉課	829-6124	829-6238	
	南区役所福祉課	844-7164	844-7277	
	緑区役所福祉課	712-1164	712-1270	
	岩槻区役所福祉課	790-0156	790-0265	
	生活自立・仕事相談センター西 (西区役所福祉課内)	620-2656	620-2762	平日 9:00-17:00
	生活自立・仕事相談センター北 (北区役所福祉課内)	669-6056	669-6167	
	生活自立・仕事相談センター大宮 (大宮区役所福祉課内)	646-3065	646-3165	
	生活自立・仕事相談センター見沼 (見沼区役所福祉課内)	681-6058	681-6162	
	生活自立・仕事相談センター中央 (中央区役所福祉課内)	840-6052	840-6165	
	生活自立・仕事相談センター桜 (桜区役所福祉課内)	856-6261	856-6272	
	生活自立・仕事相談センター浦和 (浦和区役所福祉課内)	829-6196	829-6238	
	生活自立・仕事相談センター南 (南区役所福祉課内)	844-7161	844-7277	
	生活自立・仕事相談センター緑 (緑区役所福祉課内)	712-1162	712-1270	
	生活自立・仕事相談センター岩槻 (岩槻区役所福祉課内)	790-0191	790-0265	

負債・消費者問題	消費生活相談（消費生活総合センター）	645-3421	643-2247	平日・土 9:00-17:00 受付は 16:30 まで	
	消費生活相談（浦和消費生活センター）	871-0164	883-4893	平日・土 9:00-17:00 受付は 16:30 まで	
	消費生活相談（岩槻消費生活センター）	749-6191	749-6193	平日 9:00-12:00 13:00-17:00 受付は 16:30 まで	
	市民相談（西区役所暮らし応援室）	620-2626	620-2762	平日 8:30-17:15 (予約受付)	
	市民相談（北区役所暮らし応援室）	669-6026	669-6162		
	市民相談（大宮区役所暮らし応援室）	646-3026	646-3162		
	市民相談（見沼区役所暮らし応援室）	681-6026	681-6162		
	市民相談（中央区役所暮らし応援室）	840-6026	840-6162		
	市民相談（桜区役所暮らし応援室）	856-6136	856-6272		
	市民相談（浦和区役所暮らし応援室）	829-6049	829-6231		
	市民相談（南区役所暮らし応援室）	844-7136	844-7270		
	市民相談（緑区役所暮らし応援室）	712-1137	712-1272		
	市民相談（岩槻区役所暮らし応援室）	790-0128	790-0262		
アルコールや薬物、ギャンブルなどへの依存	こころの健康センター	851-5665	851-5672		平日 9:00-17:00
	保健所 精神保健課	840-2223 840-2234	840-2230		平日 8:30-17:15
介護	西区役所高齢介護課	620-2667 620-2668	620-2768	平日 8:30-17:15	
	北区役所高齢介護課	669-6067 669-6068	669-6167		
	大宮区役所高齢介護課	646-3067 646-3068	657-1201		
	見沼区役所高齢介護課	681-6067 681-6068	681-6160		
	中央区役所高齢介護課	840-6067 840-6068	840-6167		
	桜区役所高齢介護課	856-6177 856-6178	856-6271		
	浦和区役所高齢介護課	829-6152 829-6153	824-5069		
	南区役所高齢介護課	844-7177 844-7178	844-7277		
	緑区役所高齢介護課	712-1177 712-1178	712-1270		
	岩槻区役所高齢介護課	790-0168 790-0169	790-0267		

介護	西区北部圏域シニアサポートセンター 三恵苑	620-1312	625-2103	9:00-18:00
	西区南部圏域シニアサポートセンター くるみ	622-8103	622-8104	9:00-17:00
	北区北部圏域シニアサポートセンター 見沼緑水苑	662-7350	662-7360	8:30-18:00
	北区東部圏域シニアサポートセンター 諏訪の苑	662-7600	662-7608	9:00-18:00
	北区西部圏域シニアサポートセンター ゆめの園	653-0544	653-2727	8:30-17:30
	大宮区東部圏域シニアサポートセンター 白菊苑	658-5588	648-5582	8:30-17:30
	大宮区西部圏域シニアサポートセンター 春陽苑	661-8611	654-9212	8:45-17:30
	見沼区北部圏域シニアサポートセンター さいたまやすらぎの里	680-3289	680-3230	9:00-17:30
	見沼区東部圏域シニアサポートセンター 敬寿園七里ホーム	686-6614	681-6200	8:30-17:30
	見沼区西部圏域シニアサポートセンター 大和田	685-8791	685-5514	8:30-17:00
	見沼区南部圏域シニアサポートセンター 敬寿園	681-5151	681-5152	9:00-17:00
	中央区北部圏域シニアサポートセンター ナーシングヴィラ与野	859-5375	857-8532	8:30-17:30
	中央区南部圏域シニアサポートセンター きりしき	858-2121	858-6969	8:30-17:30
	桜区北部圏域シニアサポートセンター 彩寿苑	857-6517	857-6500	8:30-17:30
	桜区南部圏域シニアサポートセンター ザイタック	836-3503	836-3507	9:00-17:30
	浦和区北部圏域シニアサポートセンター かさい医院	823-3031	823-3032	9:00-17:00
	浦和区東部圏域シニアサポートセンター スマイルハウス浦和	813-7710	813-7731	9:00-17:00
	浦和区中部圏域シニアサポートセンター ジェイコー埼玉	834-3782	834-3794	8:30-17:15
	浦和区南部圏域シニアサポートセンター 尚和園	813-8915	883-8696	8:30-17:15
	南区東部圏域シニアサポートセンター 社協みなみ	871-1230	883-2760	8:30-17:15
	南区中部圏域シニアサポートセンター ハートランド浦和	836-2929	836-2333	8:30-17:30
	南区西部圏域シニアサポートセンター けやきホームズ	710-7555	710-6555	9:00-17:00
	緑区北部圏域シニアサポートセンター リパティハウス	875-3111	875-3112	9:00-18:00
	緑区南部圏域シニアサポートセンター 浦和しぶや苑	876-1770	876-1821	8:30-17:30
	岩槻区北部圏域シニアサポートセンター 松鶴園	795-2653	793-3155	8:30-18:00
	岩槻区中部圏域シニアサポートセンター 社協岩槻	758-4395	758-8099	8:30-17:15
	岩槻区南部圏域シニアサポートセンター 白鶴ホーム	790-3311	790-3312	8:30-18:00

・ 死にたい気持ち 遺された方	こころの電話	851-5771	—	平日 9:00-16:00
	こころの健康センター	851-5665	851-5672	平日 9:00-17:00
	保健所 精神保健課	840-2223 840-2234	840-2230	平日 8:30-17:15
地域生活のさまざまな問題	心配ごと相談 (社福) さいたま市社会福祉協議会 (大宮区事務所)	(問合せ) 646-4441	646-4447	月 13:00-16:00 (受付 15:30 まで) ※相談は来所のみ
	心配ごと相談 (社福) さいたま市社会福祉協議会 (中央区事務所)	(問合せ) 854-3724	854-3511	第2・4火 13:00-16:00 (受付 15:30 まで) ※相談は来所のみ
	心配ごと相談 (社福) さいたま市社会福祉協議会 (浦和区事務所)	(問合せ) 834-3131	833-3199	水 13:00-16:00 (受付 15:30 まで) ※相談は来所のみ
	心配ごと相談 (社福) さいたま市社会福祉協議会 (南区事務所)	(問合せ) 838-1818	838-2700	金 13:00-16:00 (受付 15:30 まで) ※相談は来所のみ
	心配ごと相談 (社福) さいたま市社会福祉協議会 (岩槻区事務所)	(問合せ) 757-9291	756-3064	第1・3木 13:00-16:00 (受付 15:30 まで) ※相談は来所のみ
こころとからだの健康	保健所 精神保健課	840-2223 840-2234	840-2230	平日 8:30-17:15
	保健所 疾病予防対策課 (難病相談)	840-2219	840-2230	平日 8:30-17:15
	こころの健康センター	851-5665	851-5672	平日 9:00-17:00
	心の健康相談 (パートナーシップさいたま)	642-8107	—	月-金 9:00~21:00 土・日・祝日 9:00-17:00 (毎月第4日は除く) ※予約受付
	西区役所保健センター	620-2700	620-2769	平日 8:30-17:15
	北区役所保健センター	669-6100	669-6169	
	大宮区役所保健センター	646-3100	646-3169	
	見沼区役所保健センター	681-6100	681-6169	
	中央区役所保健センター	853-5251	857-8529	
	桜区役所保健センター	856-6200	856-6279	
	浦和区役所保健センター	824-3971	825-7405	
	南区役所保健センター	844-7200	844-7279	
緑区役所保健センター	712-1200	712-1279		
岩槻区役所保健センター	790-0222	790-0259		

障害のある方	発達障害者支援センター	859-7422	852-3272	平日 9:00-17:00
	西区役所支援課	620-2662	620-2766	平日 8:30-17:15
	北区役所支援課	669-6062	669-6166	
	大宮区役所支援課	646-3062	646-3166	
	見沼区役所支援課	681-6062	681-6166	
	中央区役所支援課	840-6062	840-6166	
	桜区役所支援課	856-6172	856-6276	
	浦和区役所支援課	829-6143	829-6239	
	南区役所支援課	844-7172	844-7276	
	緑区役所支援課	712-1172	712-1276	
	岩槻区役所支援課	790-0163	790-0266	
	西区障害者生活支援センター (ゆめの園) 全障害対応	623-1768	622-8807	
	中央区障害者生活支援センター (来夢) 全障害対応	859-7231	852-3276	月-日 9:00-18:00
	桜区障害者生活支援センター (さくらとびあ) 全障害対応	783-7800	783-7799	月-金第1・3土 9:00- 18:00
	南区障害者生活支援センター (あみ〜ご) 全障害対応	866-5098	866-5128	月-金 9:00-17:00
	南区障害者生活支援センター (社協ひまわり) 全障害対応	710-8105	864-0570	月-金 8:30-17:00
	緑区障害者生活支援センター (むつみ) 全障害対応	607-1467	607-1467	月-金 9:00-18:00
	岩槻区障害者生活支援センター (ささばし) 全障害対応	793-4701	793-4702	月-土 (第4土を除く) 9:00-18:00
	北区障害者生活支援センター (みぬま) 知的障害・身体障害対応	796-5705	796-5706	月-金 9:00-18:00
	大宮区障害者生活支援センター (みぬま) 知的障害・身体障害対応	650-6460	795-4721	月-金 第1・3土 9:00-18:00
	見沼区障害者生活支援センター (来人) 知的障害・身体障害対応	682-0677	682-0670	火-土 9:30-18:00
	浦和区障害者生活支援センター (むつみ) 知的障害・身体障害対応	824-3640	793-6376	火-土 9:00-18:00
	北区障害者生活支援センター (ベルベッキオ) 精神障害対応	661-7092	661-7093	月-金 第2・4土 9:00-17:30
	大宮区障害者生活支援センター (やどかり) 精神障害対応	795-4720	795-4721	月-金 9:00-18:00
	見沼区障害者生活支援センター (やどかり) 精神障害対応	682-1101	682-0670	火-土 9:00-18:00
	浦和区障害者生活支援センター (やどかり) 精神障害対応	793-6373	793-6376	

第2次さいたま市自殺対策推進計画

発行：さいたま市 保健福祉局 保健部 健康増進課

さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号

電話：048-829-1294 Fax：048-829-1967